

2024年2月期全塾協議会臨時会議事録

2024年3月10日

全塾協議会

全塾協議会規約 第22条第1項に基づき、2024年2月28日に開催された全塾協議会臨時会の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。また、協議事項については発言録となっている。

議事概要記録

名称	2024年2月期全塾協議会臨時会
場所	オンライン(Zoom)
日時	2024年2月28日 23:10~24:00

塾生代表・事務局長・上部団体出欠席

全塾協議会事務局	塾生代表 山田健太	事務局長 佐々木菜緒
文化団体連盟	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長 後藤美汐	
体育会本部	体育会本部 主幹 欠席	
全国慶應学生会連盟	全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長 市川裕也	
全塾ゼミナール委員会	全塾ゼミナール委員会 委員長 欠席	
四谷自治会	四谷自治会 会長 藤村悠哉	
芝学友会	芝学友会 会長 荒井大輔	

次第

項目	担当者
1. 開会宣言	事務局長 佐々木菜緒
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	財務部 高砂柚乃
4. 配布資料の確認	
5. 議長の確認	
6. 議事	以下参照
7. 連絡事項	財務部 高砂柚乃
8. 閉会宣言	事務局長 佐々木菜緒

議決事項

議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20240228-01-ORJ	オリエンテーション実行委員会 2023年度委員長 中島凜太郎	団体規約改正に関する報告	採決なし
20240228-02-IIR	国際関係会 財務 水崎誠	独自財源特別支出承認申請	否決
20240228-03-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会組織制度に係る議案	採決なし

2024年3月10日 議事録作成

この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

荒井大輔

(署名)

荒井大輔

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 佐々木菜緒が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

3. 定足数確認

財務部 高砂柚乃による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 配布資料の確認

財務部 高砂柚乃が、既に配布された資料の確認を行った。

5. 議長の確認

財務部 高砂柚乃は、全塾協議会規約 第 10 条に基づき、現在の議長が芝学友会会長 荒井大輔であることを確認した。

6. 議事

(1) オリエンテーション実行委員会 団体規約改正に関する報告

担当者 中島：オリエンテーション実行委員会の 2023 年度委員長中島です。本日ですが、オリエンテーション実行委員会の委員会規約規則変更に関するご報告をさせていただきます。変更日につきましては 2023 年 11 月 30 日とさせていただきます。

議員 荒井大輔：ありがとうございます。それでは本件に関しまして、ご意見ご質問ある方いらっしゃいますか？

塾生代表 山田健太：変更要旨だけ教えてもらえますか？

中島：11 月末までに規約規則の提出があり、オリエンテーション実行委員会において規約規則の見直しが長年行われていなかったこと、引き継ぎが十分に行われていなかった点を踏まえて抜本的に変更を行いました。

山田：わかりました。私からの確認は以上です。

荒井：その他に質問発言される方挙手お願いいたします。いらっしゃらないようですので本件については以上とさせていただきます。

(2) 国際関係会 独自財源特別支出承認申請

担当者 水崎：まず初めに、私たちの団体の財務責任者が急に辞任するという事態となり、決算や先月の定例会等でご迷惑をおかけしたことを詫び申し上げます。今回は、昨年度も行ったインドネシアとの交流を行う AIM プロジェクトについて、3 月にインドネシアから 5 名交換生を招きまして、本プログラムを実施することとなっています。その際の交換生の宿泊費の補助として、独自財源から 200,000 円の支出をしたいと考えています。よろしく申し上げます。

荒井：ありがとうございました。それでは本件に関しまして、ご意見ご質問ある方いらっしゃいますか？

山田：確か去年同じくらいの規模の支出を出すときに、今後はレポートを出し、一般の塾生に見える形でアウトプットしてほしいという話が議会でありましたがどうなっていますか？

水崎：直接把握してはいなかったが、1週間前に前財務の小川から話を聞き、レポートを作成しないとしないという点は現在は把握しています。ただ、私自身、決算で手が回っておらず、作成段階にあります。3月中をめどに再度用意をする形になると思います。

山田：なるほど、どちらかという財務の担当というよりは団体全体の業務として昨年お願いしていたという文脈だと思っていて、他の団体に比べ単価が高いことも踏まえると、現状の議会においてはいささか理解が得られていないと思う。そういう観点で言うと、234,000円という合計での支出、去年の6月くらいから、近い話だと1年前くらいからお願いしているが、3月中に出ますだと理解が得難いと思う。一つ確認だが、独自財源から20万円という点について、残りの34,000円はどうなるのか

水崎：34,000円については、インドネシア人に負担してもらう分と日本人のAIMプロジェクトのメンバーが出す分で補填する方向です。

山田：つまり実費負担ということですか？

水崎：そうです。

山田：34,000円の算出根拠は？

水崎：毎年1プロジェクト200,000円という条件を設け予算をプロジェクトごとに組んでもらっているため、差額は実費負担になっています。

山田：去年の報告が正しければ、プログラムの人たちはアウトプットしないといけないというのが共有されているという報告を受けているが、その認識は正しい？

水崎：プロジェクトのリーダーがアウトプットの作成を行っていたということで、20~30人全員が把握していたわけではないです。

山田：他の所属団体の視点からすると、半年から一年の機会は与えられていて、それで準備できませんでしたという状況の中で、当時の財務が体調的に難しくなってしまったところに情状酌量の余地はあるが、アウトプットはそもそも財務の業務ではないので、団体として半年間やらなければならなかったことが遅滞しているという状況の中ではいささか理解は得られにくい。お金の使い方をクリアにし、その活動の性質を明らかにしなければならない。そこは団体内の問題としてお金をもらうために必要なパートナー取引というのではなく、お金以前に所属団体として特別に許可しているところも多いので、塾生への還元という点について、プロジェクトの20~30人にも意識をもってやってもらいたい。

荒井：その他に何かある方いらっしゃいますか？後藤議員どうぞ。

議員 後藤美汐：事務的な話を執行機関側に伺いたいが、234,000円のうち34,000円を集めるという話は、独自財源の中にお金の流れとして記載しなくていいんですか？集めたということを入りに記載して、それも含めて支出にするべきではないですか？

山田：原則として、団体として支出する場合は現在規定されている根拠に基づき、構成員等から集金を独自財源の収入としたうえで支出するのが好ましいが、現状はいささか微妙な所で、若干の解釈論を交えるということでここ1年は指導として所属団体にそういうことをお願いしています。

後藤：今回はこの書き方で問題ないですか？

山田：問題があるかどうかは解釈による。解釈判断は議会にあるため、立法の範疇において解釈上不適

当と判断される、例えば今回の件では所属団体においては予算を準拠しなければならないと規則にあるが、200,000 円という予算を 34,000 円超過したうえで支出となるので、返済・弁済するとしても予算を変更すべきという解釈も、支出の上では 20 万なので変更は要らないという解釈もできる。これは解釈に依存するので議員及び私の議論に依る。

後藤：個人的には、今回のお金の使い方は 34,000 円が独自財源でも交付金でもないというように捉えられかねないので、この記載の仕方はあまり良くないと思います。他の議員の意見を伺いたいです。

荒井：今の件について、議員の皆さんに意見を伺おうと思います。市川議員からお願いします。

議員 市川裕也：現時点で個別にコメントすることはないです。指摘されている通りだと思っています。

荒井：ありがとうございます。藤村議員はいかがでしょう？

議員 藤村悠哉：私も議論されていた通り 34,000 円については部費として独自財源の中に含めてきちんと記載すべきだと思います。

荒井：私の意見としては、皆さんと同様に独自財源の収入として記載したうえで 234,000 円を独自財源として支出するのがよいのではないかと思います。あと 1 点、執行機関側に確認ですが、国際関係会の予算の承認状況はどうでしょうか？

山田：国際関係会に関しましては、應援指導部ならびに慶早戦支援委員会と同じ対応なので、予算としての個別の承認も兼ねているという文脈になります。

荒井：以上を踏まえ他にご意見ご質問ありますか？それでは議決に移ります。本件は反対 4（出席者全員）により否決されました。塾生代表の承認の可否はいかがですか。

山田：内容としては特段やむを得ないと思うので、本議決に承認はします。十分な情報が伝達されていないと感じたので、Slack で事務局経由で面談の申請をしてほしい。アウトプットについては、今後の対応を検討するうえでも必要なものになってくるので、団体内で速やかに昨年度分のアウトプットを完成させる指導・指示を代表と考えてほしいです。

(3) 塾生代表 全塾協議会組織制度に係る議案

議長 荒井大輔：担当者の方ご説明をお願いいたします。

塾生代表 山田健太：お時間 26 分ということで、先ほど一応議員の方には草案をお送りしている通りというふうに思いますが、追加で 1 点資料を出したほうを共有いただきたい。一応かねてからご提示していたものにはなると思いますが、改めて改革要旨のわかりやすくした図を 1 個添付しておきました。

全塾協議会といたしましては、基本組織図として議会という意味では、おおよそ議会構成図としては変わりはないのですが、その構成たる議員が一般の塾生から公選されることにするということが決定されております。そういう形で今このピンク色でくくられる、色弱等があれば申し訳ないのですが右側にある議決機関と記載のあるピンク色のところが今の議会に近いのですが、構成員が公選されるということで権限としては強くなっていくというような次第でございます。

新たに規約等にも記載いたしました。塾生代表のいわゆる「拒否権」というふうに今まで呼ばれていたものを、再議に付すことができるというふうに 1 段下げ、その後塾生議員 3 分の 2 以上の議決を持って、再議自体も再議を乗り越えて決済できるいわゆるアメリカ大統領方式に変更されています。これによって公選されている方が増えますので、そちらとのパワーバランスを取っています。

並びに今行われてきた定例会におけるこの議論、多くにおいては特に所属団体の執行監督という文脈

で行われてきましたが、それは全塾協議会の左側の執行機関の中にあります執行部で原則責任を持って協議をしていくと定義をしております。並びに執行部の直接の配下に各種事業部、部局並びに常設の委員会、並びに特命担当の業務を置いていくと整理をしたという次第です。

所属団体に関しては今まで明文化されていなかったところが明文化されるというところですので、そこまで大きな変化はありません。ただ、12月期定例会等で、過去に議論された通り所属団体の会計年度を統一したいというところについて、現在4月から3月で統一する案を採用している次第です。これに伴い、半数程度の所属団体は会計年度を変更しなければならないということにはなってくるかと思えます。1月もしくは4月であれば比較的影響が及ぶ範囲が少ないということを現在の事務局と確認をしたうえで、1月もしくは4月で検討しました。本来は1月で行きたかったのですが、新体制を考えるにあたり全塾協議会の会計年度を4月から3月に変更せざるを得なくなり、そうなってくると、あえてこのタイミングで変える草案を考えるにあたって全塾協議会と所属団体で一致させないというのは、今後にとって、塾生にとってもプラスにはならないであろうということで、シンプルにさせるという意味で4月から3月で統一をしています。

他で言うと、所属団体が今まで挙げていた特別支出等に関して議会に諮っていた項目は全て執行部に移譲されますので、特段議会の開催を待つことなく、随時執行部のほうとの Slack コミュニケーション等で解決していくという予定でございます。

現在フォーマット含めて草案がおおよそ完成しているのが、規約並びに規則のほうでございます。記載が1点誤りと1点追加があるとすると、

- 2.2 「政策推進規則」→「塾生議会政策推進規則」
- 2.12 「所属財務管理規則」→「所属団体財務管理規則」
- 2.14 「所属団体処分規則」→「処分規則」
- 2.16 「新歓実行委員会設置規則」を追加

執行令に関しては、今まで私から口頭で出ていた業務命令もしくは一部規則にあった小さい事務運営に関わることを移譲したというところでございますので、こちらについては今まで個別に議決していたことが明文化されたものになっています。大きな説明を上から順に一応プラス7分時間をいただきますが、上から順に冒頭説明いたします。

「全塾協議会規約」については、塾生投票での改組になることを踏まえ、軽くしました。簡単に言ってしまうと塾生の権利であったり、いわゆる権限を持つものを制約するような要素、これについて規約に記載をし、逆に権限を行使するようなものに関しては規則に一段落としてあるというような次第です。

その後、「塾生議会規則」、議会の呼称を塾生議会と変革する草案にさせていただきまして、今ある議会運営規則と、並びに現状の全塾協議会規約に記載のある「議決」であるとか「議長」であるとか、議事録についてこういったものを塾生議会規則に草案として移らせていただいた次第です。

「塾生議会政策推進規則」について、これは少し丁寧にご説明させていただきたいです。これから一般の塾生議員が導入されるにあたって、当然にその一般の塾生を代表する塾生議員の皆さんからしても、こういったことを政策実現してほしいということをおそらく執行機関に投げかけることと思えます。それを実現するための規則となっております。基本的な作りとしては、そこに現状ですと、性暴力対策ワークショップのこと、カーボンニュートラルを施行するという、そして塾生自治をより良くしていくということしか記載はないですが、そういったことを全塾協議会執行機関としてきちんとやってくださいということ、執行機関側に義務付けるための規則でございます。並びに政策推進にかかる費用と

して、自治会費のおよそ 10%に当たる費用を充てようと記載があります。現状の全塾協議会の予算執行状況におきますと、現在においてはその支出は可能であると判断をしております。

「執行部規則」、「中央機関規則」につきましては、先ほど図でお見せいたしました左側の中央機関並びに執行部、執行役員並びに塾生代表のその権限分担について明らかにしたものでございます。何か一つ述べるとしたら、今まで全塾協議会の塾生代表には代行順位というものがございますでしたが、執行役員に代行順位をつけることで、仮に私が、私というか塾生代表が何らかの事故等にあつて業務執行が行えなくなった場合には、代行順位が発生するというふうな文言の記載があります。

「入会規則」というのは、今までそもそも全塾協議会に入るということは、塾生代表で当選をする以外においては、所属団体に入るということも厳密に言ってしまうと全塾協議会に入るということではありましたが、それ以外で言うと事務局員になるというのが原則の選択肢ではございました。そこを再度整理させていただき、青で囲まれている中央機関、ここに入っている人間は、正確に言うと中央機関並びに議決機関である塾生議会は、全塾協議会の構成員であると新たにきちんと定義をしまして、これは慶應義塾のルールに則った結果でございます。慶應義塾大学の敷地内で活動する以上、全塾協議会の身分で活動する人には全塾協議会に入会したという定義が必要でしたので、塾生議員並びに塾生代表は選挙に当選したら自動的に入会するという仕組みですが、それ以外につきましては、執行部、担当としては事務局員にはなりますが、執行部で採用・入会を認めていくという形で、この白地のところにオレンジがのっていると思うのですが、オレンジがのっているところが一般的に入会した人が勤めるところというふうにご理解いただければというふうに思います。

そこからは、基本的にそこから先は細かい条文がいろいろ書いてあるにとどまりますので、1つ申し上げると「自治団体制度施行規則」というのは今までの上部団体をそのまま名前を変えただけです。基本的にそれ以外については、今までこの3年間、私がいろいろな方と協議をしてきた結果、もう少し改めるべきだというふうにしてきた、議会でも議論されて同意が得られてきた事項をおよそ300から400条以上、書き直し、再度作り上げたというものになります。組織的な変革におおよそ触れるのは、1.1から2.5ぐらいまでになるかと思います。一応2.6以降も説明しようと思うのですが、2.5までで議員の皆さんからご質問等があれば一旦ここで答えしようと思うので、一旦議長にお戻します。

荒井：はい、ありがとうございます。それでは本件に関しまして質問発言のある方は挙手をお願いいたします。いらっしゃらないようですので説明を続けていただければと思います。

山田：ごめんなさい、この後について先に説明しなかったのですが、今日は24時までです。そこで説明後、議員の皆さんに電子的に全ての書類を再度お送りしますので、そちらをご覧いただいて、数日間のフィードバック時間を設けた後に、一般の塾生にも告知をさせていただき、今までもフィードバックの窓口を開かせていただいております、実際何人かの一般の塾生の方からもご意見を賜りそれを可能な範囲において反映させていただきました。草案として展開をさせていただき、それにフィードバックをいただき、最終的にはそれを踏まえて3月期定例会に草案集として提出し、3月の定例会が不適切だと言われたら3月に臨時会を開かなければならないような気もするのですが、一旦3月の定例会にて可決ができれば、元のスケジュール通り4月1日からの施行となります。

ただし当然に、先ほど言ったように会計年度の変更等には移行期間が必要ですので、全てにおいて無理やり実施をするというよりは、できるところから順次展開していくこととなりますので、まだこちらについては同意が得られていないので、フィードバック等を受けてから、また主にお金については事務局等とも協議しますが、移行期間を設けさせていただくということになろうかなというふうに思います。

できる限り所属団体の方に負担のない変更の仕方を検討します。変更後に関しては、おそらく何人かの所属団体の長に聞いている限りにおいては、割と賛成をされる方が非常に多い状況ではありますが、会計面が負担が一番発生し得ると考えますので、そちらについては最大限の配慮をするというものです。

「人事規則」につきましては、簡単に申し上げますと、今までなかった倫理規定等を明らかにしたというところですが、簡単に言うと塾生代表にしても議員にしても得た情報を流出したところで大して処分されないという状況にありましたので、こういった状況に対して一般の倫理規定、一般と言ってしまえばいわゆる公務員の倫理規定に近いもの、いわゆる贈賄を受けてはならない、買収されてはいけないというような、そういったことも明記をさせていただきました。いささか厳しいのではないかというご指摘がありますので、追って議員の皆さんもそちらを見ていただければと思います。友達にご飯をおごってもらっても場合によっては規定に引っかかるレベルでしっかり書いてあるという見解もありますので、そちらはご確認いただければというふうには思います。

「選挙管理規則」については、今まで塾生代表選挙だけを念頭に置いていたものに、塾生議員選挙についてそして塾生投票、基本的には規約の改正と全塾協議会の解散にかかる場合は塾生投票を介さなくてはならないということになっているかと思ひ、その塾生投票の手続きを明らかにしたものです。今まで逆に言うとなかったのはなぜだろうという話ではあります。

「情報管理規則」は、一般の今の個人情報保護法にそもそもの確ではないという可能性がありましたので、個人情報保護法に適格なように割と厳密に書きました。これに則り我々としても運用していき、情報開示請求等にもきちんと対応していこうという体制を整えたというような次第でございます。

監査規則については、ここは組織的な変容がありまして、今まで監査対象に塾生代表等も含まれてはいたのですが、これから塾生代表並びに執行部の監査、調査権は一般塾生議会が有することになりました。いわゆる執行機関側で監査対象となり得るのは中央機関より、執行部を除く人たち、つまり執行役員と塾生代表は、一般の会社でいう取締役会等に該当しますので、取締役会は被監査対象になります。取締役会が、労働者である中央機関に働いてくださっている皆さんと、所属団体を監査させていただいて、その取締役会そのものがきちんと動いて機能しているのかということ自体は、会社で言えば株主総会にあたる塾生議会のほうにご判断、ご判決いただくというような仕組みになっています。

2.11「所属団体規則」から下は原則所属団体に関することがベースとして、所属団体というのは塾生のためにあらねばならないというようなことであったり、今まで財務管理規則というのが少し手薄だったものを、所属団体の方から全部手引きに頼るのではなくてもう少しわかりやすくしてほしいというご意見もありましたので、そういったことを少しわかりやすくしました。

「登記規則」については、変更次第出してくださいという種別のものと、年に1回でいいというものに分けたぐらいの変更です。

「処分規則」については、今までは議会で処分がありましたが、今後は執行部で処分をし、不服申し立て等があれば議会に行くというようなスタンスになりました。

「自治団体制度施行規則」は今の上部団体制度施行規則となんら変わりはありません。なぜ名前を変えたのかと言われたら、上の部ではないのではないかというご指摘を受けまして、それもその通りだということで、自治団体という呼称とさせていただきますが、その他については、特段ないというところでございます。

最後に執行令について説明します。

「規程番号に係る執行令」というのは簡単で、今このように各規則執行令が増えますので、通し番号を

つけないと多分みんなが混乱をするだろうということで、通し番号をつけてかつ結構頻繁に規則と執行令が改正されることは今後予想されますので、それが所属団体等一般の塾生に理解しやすいように、改正番号順にさらにナンバリングを振りましょう、ぐらゐの話を書いています。

3.2 から 3.6 は、今の事務局規則に近い内容が単純にそのまま列挙され、先ほど見せたような組織図の中にあるような何部がありますといった記載があるだけです。

3.7「常設機関運営に係る執行令」については、新歓実行委員会等の運営に関する記載ですので、今既に施行されている新歓実行委員会の細則がそのまま適用されるものになります。

3.8「特命担当委員会運営に係る執行令」、これはまさにどちらかという今の特命委員会に近いものになります。まず、短期決戦で何かを行うこと例えば、コロナの対応は長かったので何とも言えませんが、事務局にやっていただいたワクチンの情報サイトの展開であるとか、昨年で言えば、全塾協議会で湘南藤沢キャンパスで行わせていただいた甲子園のパブリックビューイングのイベントであるとか、そういう横断的だけれどもすごく短期的なプロジェクト、そういったものに対して特命担当委員会というのを置いて、原則として塾生代表が就任をする際にその特命担当委員会も解散するというような組織になります。

「議事録作成に係る執行令」について、規約に記載されていた、今までと同じ議事録の項目が、事務局がどのように作っていくかというのが一応明記されているだけです。

「電子的識別番号に係る執行令」これはいわゆるドメインと SNSID に関する指導を文言化しただけです。今最近の全塾協議会の方針としては、ドメインを勝手に取らないでほしいというのと、SNS で ID を使うときに何年というのをつけないでほしいというのがあります。例えば、「keio-zenkyo-2023」とかつけると、翌年には「keio-zenkyo-2024」にしなくてはいけない、そうすると URL が変わってすごくいろいろな人たちに迷惑がかかっているというような事態がありますので、そういったことはしないでくださいという今までも指導したことを書いているだけです。

「所属団体主催行事における団体処分に係る執行令」、これは既に施行されている所属団体主催行事における団体処分に関する規則みたいなものが今既に出ていると思いますが、それを執行令に一段落とただけです。いわゆる塾生会館でおいたをしました、慶早戦でおいたをしました、新歓でおいたをしました、各種学園祭でおいたをしました、という人たちがあまりに悪質で反省の意図が見られないという場合は、当該翌年にその当該イベントに出席できないというのに留まらず、その他のイベント、全塾協議会の所属団体が開催する全ての行事に出しませんということを所属団体から申請することができる、そうすることで、所属団体としてはもう少し強く各団体に物が言えるという制度です。

「性暴力防止施策に係る執行令」は、今公開しているオンデマンドのものを続けますということです。

「入会者研修に係る執行令」これはごめんなさい、がつつり詰まっているわけではないのですが、いわゆる「入会」というワードをしっかりとしました。現在、事務局のほうで行っております、事務局に入る場合は修了検定、いわゆる全塾協議会に関する最低限の知識を持ってからでないという話なのですが、一応そういった手続きを明らかにしているという項目です。

一旦今のまま以上になりますので、これらを議員の皆さんに、特段今ご質問がないようでしたら一応これでご報告とさせていただきます、3月の2週目までに一般公開並びに事務局と調整し、今日の臨時会と前回の定例会の塾生に対するご報告と重ねて、一般の説明を YouTube 等で私のほうからさせていただくというような運びとさせていただければと思っております。最大限手を尽くしてはいるところではあるのですが、先ほど申し上げた通り 400 条以上にわたる条文が出来上がっておりますので、いささか完全に矛

盾がないかと言われると全ての確認ができていないところではございます。しかし既に相当シンプルかつ明瞭、明示化はしたということではございますので、ご理解賜りたい次第でございます。およそ10人弱が数十時間かけて作成をいたしましたので、クオリティがそんなに低いということはないかと思えます。ご報告としては一旦以上です。

荒井：はい、ありがとうございました。本件につきまして質問発言のある方は挙手をお願いいたします。すみません、再度確認なのですがこちらは別に今回議決は不要ということでしょうか。

山田：はい。何か方針を変えたいという場合は逆に議決をしていただきたいと思うのですが、もとより多分4月もしくは5月に施行というスケジュールは既に議会の中で話し合いがされているものというふうに認識しておりますので、そちらに則って私としては定期報告をさせていただいたと、こちらはボリュームが多い説明でしたので、臨時会を一応開催させていただいたという運びでございます。以上です。

荒井：ありがとうございます。それでは再度確認して、質問や発言のある方は挙手をお願いいたします。ではいらっしやらないようですので本件に関する協議は終了いたします。

山田：一旦ごめんなさい、一瞬良いですか。

荒井：はい。

山田：すみません。本件議案に関わるところでいいますと、一応臨時会定例会ということで所属団体の方も多く参加いただいているかと思いますが、おそらく一般の塾生に公開されるよりワンテンポ早く所属団体の方には公開したいというふうに思っております。おそらく所属団体の方からするとそれほど先ほどの会計年度のこと以外はポジティブな影響が多い内容にはなっているかと思いますが、この条文はどういうことを意味するのだろうか、というようなことがあれば、別途また事務局を介してお問い合わせをいただければなと思います。その点は重ねて伝え述べさせていただく次第です。以上です。すみませんお時間いただきました。

荒井：はい。では全ての協議が終了したため以上で協議事項を閉じさせていただきます。

7. 連絡事項

連絡事項は特になかった。

8. 閉会宣言

事務局長 佐々木菜緒が閉会を宣言し、閉会した。